八、幸武株式会社ほか八名に対する件

昭和四十八年（排）第三号

排除命令

大阪府堺市東浅香山町一丁二百四十一番地
幸武株式会社
右代表者　代表取締役　松本幸夫

大阪府堺市菩提町一丁十八番地
まるはち食堂こと　吉田文義

大阪府境市引野町三丁二百十六番地
小倉化粧品店こと　小倉駒吉

大阪府堺市北旅籠町西一丁三番二十二号
井上薬局こと　井上修一

大阪府堺市長尾町三丁百二十五番地
ささき洋装店こと
佐々木芳枝

大阪府堺市奥本町一丁八十一番地
ヤスイ雑貨店こと
諏訪寿美子

大阪府松原市高木町三百五十九番地
喫茶トミこと
大伴藤子

大阪府松原市岡四丁目九十番五号
梅寿司こと
梅田勝二

大阪府高石市綾園一丁目九番十六号
オカヤマ荒物店こと
岡山源吾

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　幸武株式会社、まるはち食堂こと吉田文義、小倉化粧品店こと小倉駒吉、井上薬局こと井上修一、ささき洋装店こと佐々木芳枝、ヤスイ雑貨店こと諏訪寿美子、喫茶トミこと大伴藤子、梅寿司こと梅田勝二およびオカヤマ荒物店こと岡山源吾は、昭和四十七年六月二十三日から同月二十七日までを期間とし、一般消費者を対象に「初芝大学ストアー開店記念景品付大売出し・賞品総額一千万円」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　右九名は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　右九名は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　幸武株式会社は、肩書地に本店を置き、大阪府堺市引野町三丁百九十一番地所在の初芝大学ストアー内において飲食店および衣料品の小売業を営むとともに店舗の賃貸業を営む事業者である。また、まるはち食堂こと吉田文義、小倉化粧品店こと小倉駒吉、井上薬局こと井上修一、ささき洋装店こと佐々木芳枝、ヤスイ雑貨店こと諏訪寿美子、喫茶トミこと大伴藤子、梅寿司こと梅田勝二およびオカヤマ荒物店こと岡山源吾の八名は、それぞれ肩書地に主たる事業所を有し、前記、初芝大学ストアー内の店舗の一部を幸武株式会社から賃借し、それぞれ小売業または飲食店等を営む事業者である。

二　幸武株式会社ほか八名は、前記初芝大学ストアー内店舗において、共同して、「初芝大学ストアー開店記念景品付大売出し・

賞品総額一千万円」と称し、一般消費者を対象に、昭和四十七年六月二十三日から同月二十七日までを期間とし、購入額十円ごとに抽せん補助券一枚を交付し、同補助券二十枚で一回くじをひかせ、特賞として、カラーテレビ（十四万六千円相当）二本、ルームクーラー（八万六千円相当）一本、電気洗たく機（一万五千三百円相当）三本、扇風機（七千九百円相当）三本計九本、一等賞として、ビール二十本（二千八百円相当）、肌ぶとん（千五十円相当）等の物品百八本およびその他数種の賞として各種の物品を景品類（総額約一千万円）として提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は二百円であるから懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は四千円である。したがって、右景品類のうち、特賞のカラーテレビ、ルームクーラー、電気洗たく機および扇風機の価額は、この制限をこえるものである。また、右懸賞に係る取引の予定総額は約五千万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は百万円である。したがって、右景品類の価額の総額約一千万円はこの制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、幸武株式会社ほか八名の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限の第一項および第三項の規定に違反する。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年三月二十八日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉　文二
委員　滝川正久